**東海地区医学図書館協議会　平成25年度実務担当者研修会**

**参加申込書**

　＊できるだけE-mailにてお申込みをお願いします（Faxでも可能です）。

申し込み先：岐阜大学　医学図書館（福永）

〒501-1194 岐阜県岐阜市柳戸1-1

Tel 058-230-6590　 Fax 058-230-6592

E-mail gjai01022@jim.gifu-u.ac.jp

申込期限：平成26年１月２６日(金)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属 | 氏名 | 交通費請求額１） | 連絡先  （メールアドレス） |
|  |  | 区間：  請求額： |  |
|  |  | 区間：  請求額： |  |
|  |  | 区間：  請求額： |  |
|  |  | 区間：  請求額： |  |

１）協議会の正会員、賛助会員並びに東海目録会員で、所属機関から交通費が支給されない方は、請求区間及び交通費の半額（100円未満を切り捨てた額）を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 通　信　欄 | |
|  | |
| （講師からの質問）  プレゼンテーションの準備、実施において、何に一番困っているかお知らせください。 |  |

別紙

研修会参加者への交通費助成に関する内規

2011年6月17日

改正　2013年12月4日

東海地区医学図書館協議会幹事会

（目的）

第１条　この内規は、東海地区医学図書館協議会（以下「協議会」という。）が主催する研修会へ参加する場合に、協議会が助成する交通費について定めるものである。

（助成対象）

第２条　交通費の助成対象となる研修会と対象者は次のとおりとする。

１　助成対象となる研修会は、協議会が主催する実務担当者研修会及び東海目録研修会とする。ただし、協議会会長が必要と認める場合は、他の研修会も対象とする。

２　助成の対象者は、協議会の正会員、賛助会員並びに東海目録会員とする。ただし、所属機関が交通費を支給する場合は、対象としない。

（助成金額）

第３条　助成金額は、研修会への参加に伴い発生した交通費の半額とする。ただし、100円未満は切り捨てる。

（交通費）

第４条　助成対象となる交通費は次のとおりとする。

１　鉄道、バスなど公共交通機関の運賃とする。ただし、グリーン料金等の特別料金は対象としない。

２　タクシーの利用は、公共交通機関に対して、時間的・経済的に合理的な交通手段と認められる場合のみ対象とする。

３　自家用車の利用は、公共交通機関に対して、時間的・経済的に合理的な交通手段と認められる場合のみ対象とする。この場合、目的地または最寄駅までのガソリン代金について、利用区間の距離と、ガソリン1リットルの時価と平均的燃費から概算した金額の半額とする。また、高速料金、駐車料金の半額を請求することができる。

４　宿泊費用は、交通費に含めない。

（交通費助成の請求）

第５条　交通費助成を請求する者は、助成対象となる研修会開催日までに、協議会が指定する請求書に、交通費の半額（100円未満を切り捨てた額）を記入し、協議会事務局へ提出しなければならない。

この内規は、2011年6月17日から施行する。

この内規は、2013年12月4日から改正施行する。